

## 朝霞市総合計画条例（案）の概要

### 1 目的

この条例は、総合計画の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し、総合計画の策定過程を明らかにし、かつ、その策定への参加を進め、市民の理解と協力の下に総合計画を策定し、朝霞市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することにより、朝霞市の住民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

### 2 定義 この条例において、(1)～(3)の用語の意義は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 総合計画 本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの。
- (2) 基本構想 市民と市がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた施策の方向性を示すもの。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別及び体系別に示す計画。

### 3 総合計画の策定等

- (1) 市長は、最上位計画として総合計画を策定するものとし、その策定に当たっては、市民の意見を十分に反映させるための措置を講じ、総合的見地から策定しなければなりません。
- (2) 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければなりません。
- (3) (1)と(2)の規定は、総合計画の変更について準用します。

### 4 議会の議決等

市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決を経なければなりません。

### 5 公表

市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

### 6 策定後の措置

市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講ずるほか、当該施策の実施状況について公表します。

## 7 朝霞市総合計画審議会の設置

市長は、総合計画の基本構想又は基本計画の策定又は変更に関し必要な事項を調査及び審議するため、朝霞市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

## 8 所掌事務 審議会は、次に掲げる事務を所掌します。

- (1) 総合計画に係る調査及び審議をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認めること。

## 9 組織 審議会は20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市の執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

## 10 会長及び副会長

- (1) 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めます。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

## 11 任期

- (1) 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とします。
- (2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

## 12 部会

- (1) 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができます。
- (2) 委員が属する部会は、会長が指名します。
- (3) 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定めます。
- (4) 部会長は、部会の事務を掌理します。
- (5) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理します。

## 13 会議

- (1) 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となります。
- (2) 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。
- (3) 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによります。

1 4 庶務

審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理します。

1 5 雑則

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

1 6 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

1 7 朝霞市総合振興計画審議会条例の廃止

朝霞市総合振興計画審議会条例（昭和45年朝霞市条例第7号）は、廃止します。